

# 電気フォークリフト等導入促進助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 (社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)は、有害な排気ガスがなく低騒音の蓄電池式・プロパンガス・CNG フォークリフト等(以下「車両」という。)を導入する佐ト協会員事業者(以下「事業者」という。)に対して助成金を交付する。

## (助成金の交付額)

第2条 助成金の交付額は、事業者が新たに車両を導入する場合1台あたり5万円とし、1事業者につき2台を限度とする。

但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

2 前項の価格には消費税を含めない。

## (車両の導入)

第3条 助成金の対象となる車両は、原則当該助成金の交付を申請する日の属する当該年度の2月末日までに、「購入」または「リース」により車両を導入し、購入の場合は当該年度内に支払いが終了するものでなければならない。

## (助成金の交付申請)

第4条 事業者は車両を導入した場合、原則として当該年度の2月末日までに、様式1により電気フォークリフト等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を佐ト協に申請するものとする。

## (助成金の交付)

第5条 佐ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、その報告に係る事業の実績結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

## (交付決定の取消しと助成金の返還)

第6条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第7条 事業者は、交付対象となった車両が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃業、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

(附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。